

## 大和市剣道連盟規約付則（支部細則）

### 第1条 準拠

本細則は、大和市剣道連盟規約第3条に基づき、運営施行する。

### 第2条 支部の設置

大和市剣道連盟は、理事会の議決を経て、連盟が必要とする地域に、又剣道を学ぶ団体が入会を申し入れてきたときに支部を設置することが出来る。

### 第3条 支部の目的

連盟規約第4条の目的に添い、地域の青少年の間に剣道の普及振興を図り、その体位向上と人間形成の場とする。

### 第4条 支部の義務

前条の目的達成のため、次に掲げる事項の実行に努めなければならない。

- (1) 剣道精神の昂揚と啓発。
- (2) 技術の研究、及び育成強化の指導。
- (3) 支部技術指導者の育成。
- (4) 支部剣道大会、その他、人間形成にかかわる行事。
- (5) 連盟の諸行事に積極的に参加し、その行事の運営に支障のないよう協力すること。
- (6) 連盟以外の団体に入会し活動することは妨げないが、そのことにより連盟に対し、金銭面、その他において、聯も第三者より苦情等が申込まれぬよう明確に区分すること。
- (7) 支部会員は、大和市剣道連盟の会員であること。
- (8) 支部の組織名簿は、年度初に文書で連盟に報告すること。

### 第5条 支部組織

- (1) 支部長（会長・団長・館長・代表者等）
- (2) 指導部（指導部長・指導部員等）
- (3) 運営部
- (4) 上記以外にて支部で必要と認めた組織については、支部内部の組織とし連盟は関与しない。

### 第6条 役員の構成、並びに職務

- (1) 支部長は支部を代表し、支部の会務を統括し議長となる。
- (2) 指導部員は剣道の実技を、現在修練している有段者、又は過去に行なっていた三段

以上の者にて、指導部長、又は上位高段者の指示に添い、指導出来る者であること。

(3) 指導部は指導部長、指導部員、及び助手にて構成し、次のとおりとする。

ア. 指導部長は支部長を補佐し、支部長不在のときは、支部の責任者として行動すること。又指導上においては、指導部の意見を尊重し、指導実施に当たっては、指導部員を取りまとめ、他の意見に惑わされることなく、信念をもって指導に当たること。

イ. 指導部員は部長を補佐し、部長の意を帯して指導し、部長不在のときは、部員相互において協議、指導に当たること。

ウ. 指導部は助手を置くことが出来る。指導部員の助手として指導に当たること。

(4) 運営部

ア. 運営部は指導部、及び指導部以外の者にて構成し、支部長の承認を経て指導部長が、その役職を委嘱すること。

イ. 委嘱を受けた者は、運営、及び指導が円滑に行なわれるよう、指導部を援助し、その役職の遂行に当たること。

#### 第7条 支部会費

支部は公共施設を使用し、地域社会のボランティア活動の一端として、剣道を修練する団体ゆえ、会費は出来る限り最小限に規定すること。但し、個人にて道場を経営している支部は、上記に拘束される必要はない。

#### 第8条 支部解除

連盟は、支部が連盟の目的に添わない行為を行なったとき、又は連盟の名誉を傷つけ、或いは細則第4条に違反し、支部としてふさわしくないときは、連盟理事長は、この旨を連盟会長に報告し、必要あれば理事会の議決を経て、連盟会長が支部の取り消しをすることが出来る。

#### 第9条 支部会員の除名

支部はその会員を除名しようとするときは、指導部の議決を経て、支部長の承認を得、指導部長が除名することが出来る。支部を除名された者は、連盟会員からも除名される。

#### 第10条 その他

連盟規約並びにこの細則以外にて、支部運営上の都合により必要と認めて作る組織、その他諸々の事項に関しては、連盟の運営に支障のない限り、支部の自由裁量とする。

#### 第11条 付則

この細則は、常任理事会の議決、承認を経て昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。